

エッセンシャルワーカーの抜本的な処遇改善を求める請願書

請願者

電話

紹介議員

請願趣旨

政府は2021年11月の閣議決定において、「保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員」を対象に「収入を3%程度（月額9000円）引き上げるための措置」、また「医療機関の看護職員を対象に収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置」を2022年2月から実施すると決めています。岸田首相は2022年1月の施政方針演説でもその政策を重ねてあきらかにしています。

しかしながら、提示されている金額自体が少ないものです。介護職員の平均月収は23万9800円、保育士は24万5800円。全産業平均の30万7700円を大きく下回っています。看護職員は地域の医療機関のコロナ対策で奮闘しているにも関わらず、あまりにも少なすぎます。「危険性もあり多忙化と処遇に見合わないから」とこの時期に離職者も多くなっています。また、この収入の引き上げも、申請手続きも難しいだけでなく、職場の全員に行き渡らないばかりか、国からの補助は2022年9月までとなっており、その先行きも不明確です。

帝国データバンクが全国の企業を対象に実施している2022年1月の賃金動向調査では、賃金改善の実施を見込む企業も多くなっています。しかも、現在、灯油・ガソリンや食料品など生活必需品の値上がり相次いでいます。消費低迷を招かぬためにも、物価の上昇を上回る賃上げが必要になっています。

そのためにも、「保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員・看護職員」はよりさらには「保健所や教育、窓口対応や清掃・交通職員」の正規非正規のエッセンシャルワーカーの皆さんに対しての賃上げなどの処遇改善を求めます。

つきましては、自治体独自の処遇改善の努力と共に意見書を国に提出していただくことをお願いいたします。

請願項目

1. 看護師・保育士・看護職員等のエッセンシャルワーカーの処遇改善の措置を正規非正規・官民の区別なく行うこと。
2. 国はそのための財源保障を行い、申請手続きの簡素化をはじめ民間経営と自治体を援助されること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣